

## 住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額のお知らせ

### ■ 概要

年齢65歳以上の方、介護保険法に規定する要介護若しくは要支援の認定を受けている方、障害者である方の居住するもので、平成19年4月1日から平成30年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、家屋の固定資産税の減額措置を受けることができます。

### ■ 減額内容

改修工事が完了した年の翌年度分に限り、100㎡を限度として、当該住宅に係る固定資産税の税額の3分の1を減額。

### ■ 対象家屋(以下の要件すべてを満たすこと)

平成19年1月1日以前から所在する住宅。(賃貸住宅を除く)

年齢65歳以上の方、介護保険法に規定する要介護若しくは要支援の認定を受けている方、障害者である方の居住している住宅。

平成19年4月1日から平成30年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が完了したものの。

### ■ 改修工事費及び改修工事内容

バリアフリー改修工事に要した費用から当該改修工事の費用にあてるために交付された補助金等を除く工事費の自己負担が50万円以上のもの。

改 修 工 事 内 容	1 通路又は出入り口の拡幅
	2 階段の勾配の緩和
	3 浴室の改良
	4 便所の改良
	5 手すりの取付け
	6 床の段差の解消
	7 出入り口の戸の解消
	8 床表面滑り防止化(床材取替え等)

※詳しい工事の内容は裏面ご参照ください

### ■ 必要書類(申告書以外は全て写しで可)

- バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額に係る申告書
- 納税義務者の住民票
- 対象者に関する書類
  - ・65才以上の方・・・住民票
  - ・要介護認定又は要支援認定を受けている方・・・被保険者証の写し
  - ・障害のある方・・・障害者手帳の写し
- 改修工事に係る明細書(当該改修工事の内容及び費用を確認できるもの)  
及び工事費用に支払ったことを確認できる領収書
- 当該改修工事が行われた箇所を撮影した写真
- 補助金等の交付、居宅介護住宅改修費の給付、介護予防住宅改修費の給付を受ける場合  
交付決定、給付決定等を確認できる書類

### ■ 減額措置の二重採択ができません。

新築住宅軽減措置または耐震改修に係る減額と同時に受けられません。

この減額制度は当該住宅について1度しか受けられません。

## 対象となる改修工事の内容

改修工事は、高齢者等が居住する家屋につき次の各号のいずれかに該当するもの（当該改修工事に付帯して必要となる改修工事を含む。）となります。

1. 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
2. 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事（ホームエレベーターは対象外）
3. 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - イ. 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
  - ロ. 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
  - ハ. 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
  - ニ. 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に替える工事
4. 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - イ. 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
  - ロ. 便器を座便式のものに取り替える工事
  - ハ. 座便式の便器の座高を高くする工事
5. 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
6. 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）
7. 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - イ. 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
  - ロ. 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
  - ハ. 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
8. 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事